

表 1 (平成30年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	H30	まちづくり部 都市計画課	立地適正化計画	21,544	H28.4 ～ H30.4	<p>立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、積極的にコンパクトシティの形成を推進するため、都市全体の観点から策定する、居住機能や商業・医療・福祉等の都市機能の立地及び公共交通の充実に関する包括的な計画であり、立地適正化計画の一部（立地の適正化に関する基本的な方針）は都市計画マスタープランの一部とみなされる。</p> <p>長崎市は、すでに人口減少及び超高齢社会に突入しており、今後の更なる人口減少等の進行に対応した持続可能な都市づくりを具体的に進めるため、本計画を策定する。</p>	<p>長崎市立地適正化計画は、長崎市総合計画や長崎県都市計画区域マスタープランに即し、都市計画マスタープランと調和を保ちながら、①住宅及び誘導施設の立地の適正化に関する基本的な方針、②居住誘導区域、③都市機能誘導区域、④誘導施設及び⑤誘導施策などを定めるものである。</p> <p>本計画は、市民説明会の開催やパブリック・コメントの実施、民間事業者への説明等を行い、広く市民や関連する民間事業者等の意見を伺い、平成30年4月に計画策定を行った後、平成30年8月に公表、届出制度の運用を開始した。</p> <p>本計画を策定することにより、現在の長崎市を「都市計画マスタープラン」に示す20年後の将来都市構造へと効率よく再構築するため、あらかじめ居住及び都市機能を誘導すべき区域を示して、官民が一体となって区域内への機能誘導策を実施することで、都市活動の選択と集中を促す。</p>	なし (配付済)

表 2 (令和元年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R元	土木部 土木企画課	バリアフリー基本構想	6,895	H31.4 ～ R3.3	長崎市においては、バリアフリー法に基づき「長崎市バリアフリー基本構想」を定め、関係機関とともにハード面・ソフト面におけるバリアフリー化を推進しているが、現基本構想の目標年次が令和2年度となっていること、また、平成30年11月に改正バリアフリー法が施行され、バリアフリーマスタープラン制度が創設されたことなどをを受け、周辺環境や制度の変化に合わせて次期基本構想を策定するもの。	次期基本構想の策定にあたっては、①改正バリアフリー法への対応、②旧基本構想の進捗を踏まえた次期計画の策定、③新たな開発や施設の立地（県庁舎移転、市庁舎移転、交流拠点施設建設、長崎駅周辺の再開発、新大工町市街地再開発、県庁舎跡地活用、幸町サッカースタジアム計画等）等、周辺環境や環境の変化による見直しの視点をもとに、更なるバリアフリー化の推進に向けた検討を行う。 なお、今回の策定にあたっては、長崎市の附属機関として新たに協議会を設置し、バリアフリーに関する重要事項の調査・審議を行うとともに、高齢者・障害者団体等へのヒアリングやまち歩きワークショップ等を通じた利用者側のニーズの積極的な導入により、より効率的かつ実効性のある計画とする。
2	R元	まちづくり部 都市計画課	公共交通総合計画	5,933	H29.7 ～ R2.3	人口減少・少子高齢化の進行により、日常生活や経済活動において、公共交通機関の果たす役割は、ますます重要となってきているが、一方で、公共交通利用者の減少による公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念される。 このような中、「都市計画マスタープラン」で将来の都市像として示している「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」を実現するため、平成28年度から策定に着手した立地適正化計画と連携した持続可能な公共交通のあり方について検討する。	公共交通の整備状況、利用状況及び市民ニーズ等を把握したうえで、今後の問題点と課題を整理し、将来を見据えた公共交通に関する総合的な計画を策定する。 策定の過程では、交通事業者等と意見交換や情報共有を行い、次のステップ（地域公共交通網形成計画・実施計画等）への展開も視野に入れながら、持続可能な公共交通の確保方策等について検討を進めていく。
3	R元	まちづくり部 景観推進室	歴史的風致維持向上計画	6,209	H27.4 ～ R1.12	平成27年3月に策定した「長崎市歴史文化基本構想」を基に本市の特色ある歴史・文化・自然そして人々の営みが織りなす歴史的風致の維持及び向上を図り、個性あふれる魅力的なまちづくりを推進するため、本計画を策定する。	平成27年度から長崎市歴史的風致保存・整備委員会を設置し、学識者や関係団体等の意見を聴きながら計画の策定を進めてきた。平成30年度からは国の認定を受けるために必要な歴史まちづくり法に基づく長崎市歴史的風致維持向上協議会を設置し、重要文化財等の所有者や学識者、関係団体等における調査審議や国との協議の結果等を踏まえながら計画を策定し、国の認定取得に向けて取り組む。 計画認定後は、国の財政的な支援等を受けながら歴史や伝統及び歴史的建造物等を活かしたまちづくりを進め、交流人口の拡大を図っていく。

表 2 (令和元年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
4	R元	まちづくり部 まちなか事業推進室	中心市街地活性化基本計画(2期計画)	0	H31.4 ～ R2.3	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、令和2年度から5か年間の2期計画を策定する。	中心市街地活性化協議会における学識者や関係団体等の意見やパブリックコメントによる意見、国との協議の結果等を踏まえながら、国が定める申請マニュアルに基づき策定する。 中心市街地の活性化に関する法律に基づく法律・税制上の特例や補助事業等の支援措置を有効に活用しながら事業を進めることで、中心市街地の活性化を推進することが可能となる。
5	R元	まちづくり部 住宅課	住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画	7,839	H30.3 ～ R2.3	住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定された住生活基本計画と公営住宅等長寿命化計画を改訂する。	長崎市住生活基本計画は、平成18年6月に国が定めた住生活基本法に基づき平成20年度に策定した。平成28年3月の国の住生活基本計画(全国計画)改訂を踏まえ、若者世帯や高齢者世帯が安心して暮らせるよう、また、増加する空き家の利活用を促進するために改訂を行う。 長崎市公営住宅等長寿命化計画は、平成21年3月に国が定めた公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき平成23年度に策定した。平成28年8月の国の同指針の改訂をふまえ、公共施設マネジメントの視点から将来の必要戸数の推計を再算定し、建替え等を計画的に行うために、住生活基本計画の改訂にあわせて改訂を行う。
6	R元	まちづくり部 建築指導課	耐震改修促進計画	0	H29.3 ～ R1.9	建築物の耐震化を引き続き推進し、市民等の地震に対する安全を確保するため、国の住生活基本計画や本市の第四次総合計画における住宅の耐震化率の目標値の設定、及び上位計画に位置付けられる長崎県耐震改修促進計画の平成29年2月改訂を受け、現計画を改訂する。	これまでの建築物の耐震化率など現計画の総括を踏まえ、建築物の耐震化の達成に向けて、支援や周知・啓発等の必要な施策を示すことにより、耐震化を推進し、市民や観光客などの地震に対する安全安心を確保できる。